

農地法3条申請について

～「農地」を「農地」として権利の移転・設定（売買・貸借等）をするには～

- *農地や採草放牧地について、耕作を目的として売買・贈与・交換等により所有権を移転する場合や、貸借権・使用貸借権等の権利を設定する場合には、**農地法第3条の許可が必要です**。許可を受けずに農地の売買契約等を結び対価を支払ったとしても、その効力は生じません。
- *農地法では、農地が資産保有目的・投機目的等の対象として農業者以外の者によって取得されることを防ぐとともに、耕作者の地位の安定や農業生産力の向上を図ることを目的として、権利の移転・設定について一定の規制を加えています。

<許可にあたっての判断基準（主な内容）>

①権利取得後の経営面積（貸している農地面積は除く）が下限面積（安城市では50アール）以上あること。

※下限面積は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上になるよう設定されているものです。

<安城市において下限面積を50アールに設定している理由>

- ・本市の農業振興地域整備計画等において、効率的かつ安定的な農家への農地利用集積を進めることとしており、小規模農家の増加により農地の効率的かつ安定的な利用に支障を生じたり、農地転用を誘発しないようにするため。
- ・市内の遊休農地率が低いため。

②権利の移転、設定を受けようとする者又はその世帯員が、耕作に必要な機械の所有状況や農作業に従事する者の数などからみて、農業経営に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。

※所有している農地のうち、耕作放棄地や違反転用農地など耕作されていない農地がある場合は許可できません。

※他に貸している農地がある場合は、その農地を返還していただく必要があります。（農業経営基盤強化促進法による利用権設定で貸している農地を除く）

③権利の設定、移転を受けようとする者又はその世帯員が、農業経営に必要な農作業に常時従事していること。

④権利取得後の耕作の内容からみて、権利を取得しようとする農地の周辺地域における農業上の利用に悪影響がないこと。

⑤権利取得者が法人である場合、農地所有適格法人以外の法人の所有権取得は不可。

※農地所有適格法人以外の法人については貸借権・使用貸借権の設定が可能です。が、上記の基準の他にも要件があり、許可の際には一定の条件が付されます。詳しくは農業委員会事務局へご確認ください。

農地の売買や貸し借りなどをお考えの方は、農業委員会へご相談ください。

農地法3条 申請～許可までの流れ

申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
申請内容についてのご相談のほか、必要に応じ申請書や必要な添付書類の一覧などをお渡しいたします。

※申請書等は市のホームページからもダウンロードできます。
市トップページ→事業者向け→農業→農地の権利移動をするには

申請書の作成・確認

申請書にご記入いただき、添付書類をご準備ください。記入もれや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合がありますので、提出前に内容をよくご確認ください。
書類の記入方法や必要書類の入手方法など分からないことがあれば、お気軽におたずねください。

申請書の提出/受付

毎月5日（土日・休日の場合は翌平日）が受付締切です。
農業委員会事務局へ直接お越しいただき、申請書類のご提出をお願いいたします。

申請内容の審査

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するかなどを審査します。必要に応じて申請者の方に内容についての確認や、申請書類の補正（記載内容等についての補完・訂正等）をお願いする場合があります。
また、申請地の現地調査を行います。

申請書受付～
許可書交付ま
での標準処理
期間：30日

農業委員会開催

原則として毎月22日に開催します。（別の日になる場合もありますのでご確認ください）
農業委員会の農地部会にて、許可・不許可についての意思決定を行います。

許可書の交付

原則として農業委員会開催日の翌日（土日・休日の場合は翌平日）に許可書を交付いたします。
書類が準備でき次第ご連絡いたしますので、農業委員会事務局まで受け取りにお越しくください。

●お問合せ先● 安城市農業委員会事務局
電話：0566-71-2234（直通）